

第 1 章 総合取引約款

(下線部分変更)

新	旧
第3条の2 (共通番号の届出) お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号(番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 16 項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。 第14条 (取引報告書) 当社はご注文いただいた有価証券の売買等の取引が成立したときは、金商法第 37 条の 4 の規定に基づく「契約締結時等交付書面」として、取引報告書(以下「取引報告書」といいます。)を遅滞なく、お客様に交付いたします(郵送または「金融商品取引業等に関する内閣府令」等に定める電子情報処理組織を使用する方法による交付を含みます。以下、取引残高報告書についても同様です)。 第15条 (取引残高報告書等) (1)～(2) (現行どおり) (3) 当社は、第 1 項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの(電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。)については、第 1 項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 ① 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面 ② (現行どおり) (4)～(7) (現行どおり)	第3条の2 (共通番号の届出) お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号(番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 15 項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。 第14条 (取引報告書) 当社はご注文いただいた有価証券の売買等の取引が成立したときは、金商法第 37 条の 4 の規定に基づく「契約締結時交付書面」として、取引報告書(以下「取引報告書」といいます。)を遅滞なく、お客様に交付いたします(郵送または「金融商品取引業等に関する内閣府令」等に定める電子情報処理組織を使用する方法による交付を含みます。以下、取引残高報告書についても同様です)。 第15条 (取引残高報告書等) (1)～(2) (省 略) (3) 当社は、第 1 項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第 1 項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 ① 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面 ② (省 略) (4)～(7) (省 略)

第 3 章 振替決済口座管理約款

(下線部分変更)

新	旧
第1条 (約款の趣旨) (1)～(3) (現行どおり) (4) この約款における上位機関等とは、振替国債については日本銀行及び当社が指定する直接参加者、振替一般債については機構及び当社が指定する直接参加者の総称です。(以下「上位機関等」といいます。) 第22条 (償還金、利金、解約金及び収益分配金の代理受領等) (1) (現行どおり) (2) お客様の振替決済口座に記載または記録されている振替有価証券(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。)の償還金(繰上償還金及び定時償還金を含みます。また、金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含みます。以下同じ。)、利金、解約金および収益分配金の支払いがあるときは、当社がお客様に代わって支払者からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払します。ただし、一般債の償還金、利益については、上位機関等が支払者から受取り、当社がお客様に代わって上位機関等からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払します。 第42条 (当社の連帯保証義務) 振替機関又は上位機関等が振替法に基づき、お客様(振替法第 11 条第 2 項に定める加入者に限ります。)に対して負うこととされている、次に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証します。 ① 振替有価証券の振替手続きを行った際、振替機関又は上位機関等において、誤記帳等により本来の数量より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振替有価証券の超過分(当該振替有価証券を取得した者のないことが証明された分を除きます。))の償還金、利金、解約金および収益分配金の支払いをする義務 ② (現行どおり) ③ その他、振替機関又は上位機関等において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務	第1条 (約款の趣旨) (1)～(3) (省 略) (新 設) 第22条 (償還金、利金、解約金及び収益分配金の代理受領等) (1) (省 略) (2) お客様の振替決済口座に記載または記録されている振替有価証券(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。)の償還金(繰上償還金及び定時償還金を含みます。また、金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含みます。以下同じ。)、利金、解約金および収益分配金の支払いがあるときは、当社がお客様に代わって支払者からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払します。 第42条 (当社の連帯保証義務) 振替機関が振替法に基づき、お客様(振替法第 11 条第 2 項に定める加入者に限ります。)に対して負うこととされている、次に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証します。 ① 振替有価証券の振替手続きを行った際、振替機関において、誤記帳等により本来の数量より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振替有価証券の超過分(当該振替有価証券を取得した者のないことが証明された分を除きます。))の償還金、利金、解約金および収益分配金の支払いをする義務 ② (省 略) ③ その他、振替機関において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

第 7 章 外国証券取引口座約款

(下線部分変更)

新	旧
第1条 (約款の趣旨) (1) (現行どおり) (2) お客様は、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引(以下「国内委託取引」といいます。)、外国証券の売買注文を取り次ぐ方法により我が国以外で執行する取引(以下「外国取引」といいます。))及び外国証券の国内における店頭取引(以下「国内店頭取引」といいます。))並びに外国証券の当社への保管(当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利(以下「みなし外国証券」といいます。))である場合には、当該外国証券の口座に記載又は記録される数量の管理を含む。以下同じ。))の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。 なお、上記の国内委託取引、外国取引及び国内店頭取引については、信用取引に係る売買及び信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。 第7条 (配当等の処理) (1)～(7) (現行どおり) (8) 配当金等の支払手続において、決済会社が配当金等の支払いを開始する日として指定した日から 5 年を経過してもなお受領されないときは、決済会社及び当社はその支払義務を免れるものとします。 第8条 (新株予約権等その他の権利の処理) ①～④ (現行どおり) ⑤ 第 1 号イ、第 2 号及び第 3 号により売却処分した代金については、前条第 1 項第 2 号イ並	第1条 (約款の趣旨) (1) (省 略) (2) お客様は、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引(以下「国内委託取引」といいます。)、外国証券の売買注文を我が国以外 <u>の金融商品市場(店頭市場を含む。以下同じ。)</u> に取次ぐ取引(以下「外国取引」といいます。))及び外国証券の国内における店頭取引(以下「国内店頭取引」といいます。))並びに外国証券の当社への保管(当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利(以下「みなし外国証券」といいます。))である場合には、当該外国証券の口座に記載又は記録される数量の管理を含む。以下同じ。))の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。 なお、上記の国内委託取引、外国取引及び国内店頭取引については、信用取引に係る売買及び信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。 第7条 (配当等の処理) (1)～(7) (省 略) (8) (新 設) 第8条 (新株予約権等その他の権利の処理) ①～④ (省 略) ⑤ 第 1 号イ、第 2 号及び第 3 号により売却処分した代金については、前条第 1 項第 2 号イ並

新	旧
びに同条第 2 項から第 5 項まで及び第 7 項の規定に準じて処理するものとし、 <u>同条第 8 項の規定はその支払いについて準用します。</u> ⑥（現行どおり） 第22条（取引残高報告書の交付） (1)（現行どおり） (2) 前項の規定にかかわらず、お客様は、当社がお客様に対して契約締結時等交付書面を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。 (3)（現行どおり） 附則（令和7年8月1日） (1) 第 7 条第 8 項(第 8 条第 5 号において準用する場合を含む。)の改正は、令和 12 年 10 月 1 日より施行します。 (2) 改正後の第 7 条第 8 項(第 8 条第 5 号において準用する場合を含む。)の規定は、この改正規定施行の日より前の日を支払いを開始する日として指定した配当金等(同号において準用する場合にあつては、同条第 1 号イ、第 2 号及び第 3 号により売却処分した代金)についても適用します。	びに同条第 2 項から第 5 項まで及び第 7 項の規定に準じて処理します。 ⑥（省 略） 第22条（取引残高報告書の交付） (1)（省 略） (2) 前項の規定にかかわらず、お客様は、当社がお客様に対して契約締結時交付書面を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。 (3)（省 略） （新 設）

第 10 章 非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款

(下線部分変更)

新	旧
第2条（非課税口座開設届出書等の提出等） (1) お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 10 項及び第 19 項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当社以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「 <u>勘定廃止通知書</u> 」「 <u>非課税口座廃止通知書</u> 」若しくは <u>勘定廃止通知書記載事項</u> 若しくは <u>非課税口座廃止通知書記載事項</u> (以下「 <u>廃止通知書等記載事項</u> 」といいます。) <u>の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項)を提出又は提供するとともに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 4 項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 20 項において準用する租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 32 項の規定に該当する場合においては、氏名、生年月日及び住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 (2) 当社での再開設、及び他金融機関からの変更設定 「<u>勘定廃止通知書</u>」「<u>非課税口座廃止通知書</u>」若しくは<u>廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項を提出又は提供する場合については、非課税口座を再開設しようとする年(以下「再開設年」といいます。)</u>又は<u>特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年(以下「再設定年」といいます。)</u>の前年 10 月 1 日から再開設年又は再設定年の 9 月 30 日までの間に提出又は提供してください。また、「非課税口座廃止通知書」、<u>非課税口座廃止通知書記載事項の記載がある書類で「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、非課税口座廃止通知書記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」が提出される場合又は非課税口座廃止通知書記載事項の電磁的方法による提供がされる場合において、当該廃止通知書の交付又は当該非課税口座廃止通知書記載事項の提供の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は当該廃止通知書又は非課税口座廃止通知書記載事項を受理することができます。</u> (3) 非課税口座を開設したことがある場合には、「<u>勘定廃止通知書</u>」「<u>非課税口座廃止通知書</u>」若しくは<u>廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが添付されている場合、廃止通知書等記載事項を記載して「非課税口座開設届出書」を提出する場合又は「非課税口座開設届出書」の提出と併せて行われる電磁的方法による廃止通知書等記載事項の提供をする場合を除き、当社及び他の証券会社若しくは金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。 (4)（現行どおり） (5) 非課税口座廃止届出書の受付 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 10 号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付又は電磁的方法により非課税口座廃止通知書記載事項を提供します。 ①～②（現行どおり） (6) 非課税管理勘定又は累積投資勘定等の他金融機関への変更 お客様が当社の非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年(以下「設定年」といいます。)<u>の前年 10 月 1 日から設定年の 9 月 30 日までの間に、租税特別措置法第 37 条の 14 第 13 項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。</u>なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。 なお、当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 9 号に規定する「勘定廃止通知書」を交付又は電磁的方法により勘定廃止通知書記載事項を提供します。</u></u>	第2条（非課税口座開設届出書等の提出等） (1) お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 10 項及び第 19 項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当社以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「 <u>非課税口座廃止通知書</u> 」又は「 <u>勘定廃止通知書</u> 」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「 <u>非課税口座廃止通知書</u> 」又は「 <u>勘定廃止通知書</u> 」)を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 4 項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 19 項において準用する租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 32 項の規定に該当する場合においては、氏名、生年月日及び住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 (2) 当社での再開設、及び他金融機関からの変更設定 「 <u>非課税口座廃止通知書</u> 」又は「 <u>勘定廃止通知書</u> 」については、非課税口座を再開設しようとする年(以下「再開設年」といいます。)又は <u>特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年(以下「再設定年」といいます。)</u> の前年 10 月 1 日から再開設年又は再設定年の 9 月 30 日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。 (3) 非課税口座を開設したことがある場合には、「 <u>非課税口座廃止通知書</u> 」又は「 <u>勘定廃止通知書</u> 」が添付されている場合を除き、当社及び他の証券会社若しくは金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。 (4)（省 略） (5) 非課税口座廃止届出書の受付 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 10 号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。 ①～②（省 略） (6) 非課税管理勘定又は累積投資勘定等の他金融機関への変更 お客様が当社の非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年(以下「設定年」といいます。) <u>の前年 10 月 1 日から設定年の 9 月 30 日までの間に、租税特別措置法第 37 条の 14 第 13 項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。</u> なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。 なお、当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 9 号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。

新	旧
第3条の3（特定累積投資勘定の設定） (1)（現行どおり） (2) 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「 <u>勘定廃止通知書</u> 」、「 <u>非課税口座廃止通知書</u> 」若しくは <u>廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが提出された場合、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」が提出された場合又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項が提供された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。</u>	第3条の3（特定累積投資勘定の設定） (1)（省 略） (2) 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「 <u>非課税口座廃止通知書</u> 」又は「 <u>勘定廃止通知書</u> 」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。
第5条の4（特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲） (1) 当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所にかかる振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるもの、租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等及び同条(2)に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。 ① 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等、当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等又は租税特別措置法施行令第25条の13第30項に規定する上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が240万円を超えないもの（当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除く。） イヘロ（現行どおり） ② 租税特別措置法施行令第25条の13第32項において準用する同条第12項各号に規定する上場株式等 (2) 特定非課税管理勘定には、前項①に掲げる上場株式等で次の各号に定めるものを受け入れることができます。 ①～③（現行どおり）	第5条の4（特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲） (1) 当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所にかかる振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるもの、租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等及び(2)に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。 ① 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が240万円を超えないもの（当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除く。） イヘロ（省 略） ② 租税特別措置法施行令第25条の13第31項において準用する同条第12項各号に規定する上場株式等 (2) 特定非課税管理勘定には、次の各号に定める上場株式等を受け入れることができません。 ①～③（省 略）
第8条（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知） (1)～(3)（現行どおり） (4) 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第32項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。	第8条（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知） (1)～(3)（省 略） (4) 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第31項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。
第9条の6（非課税口座の開設について） (1)（現行どおり） (2) 2028年10月1日以後、当社がお客様から「非課税口座開設届出書」に加えて「 <u>勘定廃止通知書</u> 」、「 <u>非課税口座廃止通知書</u> 」若しくは <u>廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないものの提出を受けた場合若しくは電磁的方法による廃止通知書等記載事項の提供がされた場合又は廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、所轄税務署から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供を受けた日に特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署から当社にお客様の特定累積投資勘定基準額及び特定非課税管理勘定基準額の提供があった日まで、お客様からの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないこといたします。</u>	第9条の6（非課税口座の開設について） (1)（省 略） (2) 2028年1月1日以後、当社がお客様から「非課税口座開設届出書」に加えて「 <u>非課税口座廃止通知書</u> 」又は「 <u>勘定廃止通知書</u> 」の提出を受けた場合、当社は、所轄税務署から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供を受けた日に特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署から当社にお客様の特定累積投資勘定基準額及び特定非課税管理勘定基準額の提供があった日まで、お客様からの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないこといたします。